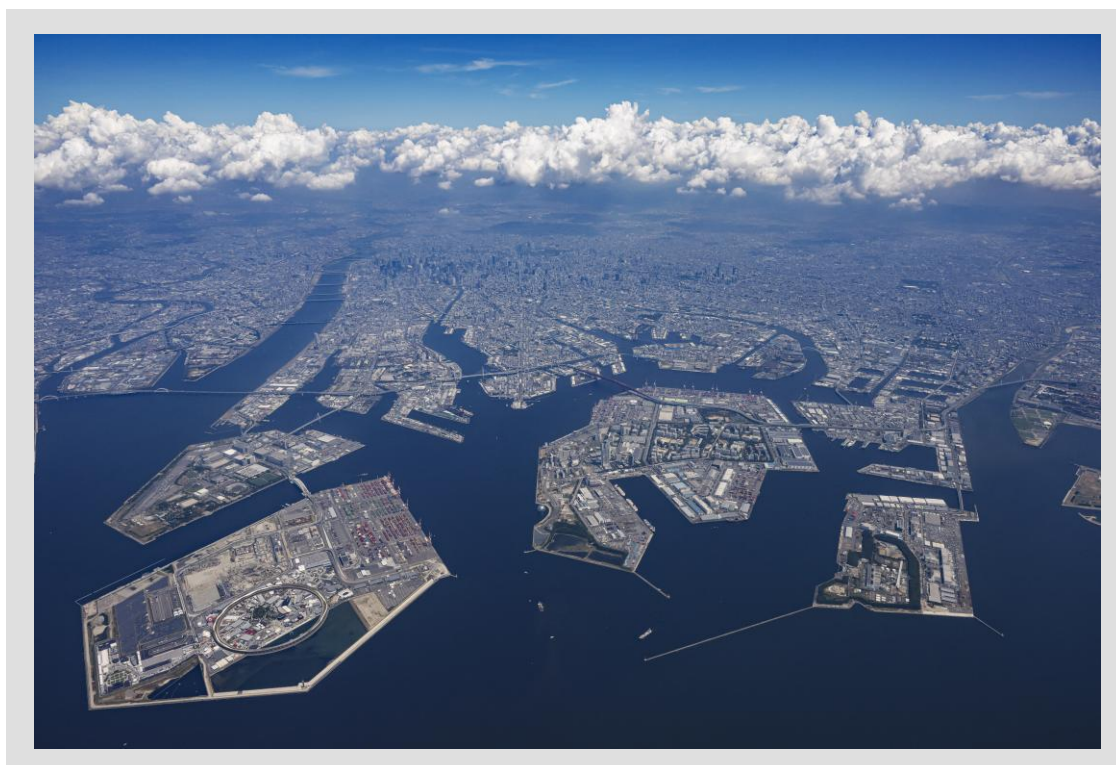


大阪港自然災害対策アクションプラン

～大阪港地震・津波対策アクションプランの改編～



令和8年3月

大阪港自然災害対策連絡会議

目 次

1.	「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的・・・・・・・・・・	2
2.	大阪港自然災害対策アクションプランの体系・・・・・・・・・・	3
3.	アクションプランの継続体制・・・・・・・・・・	5
4.	大阪港自然災害対策アクションプラン アクション項目・・・・・・・・	6
5.	アクション項目別達成期間・実施主体・小会議一覧・・・・・・・・	16

「大阪港自然災害対策アクションプラン」の策定について
～「大阪港地震・津波対策アクションプラン」の改編～

1. 「大阪港自然災害対策アクションプラン」策定の目的

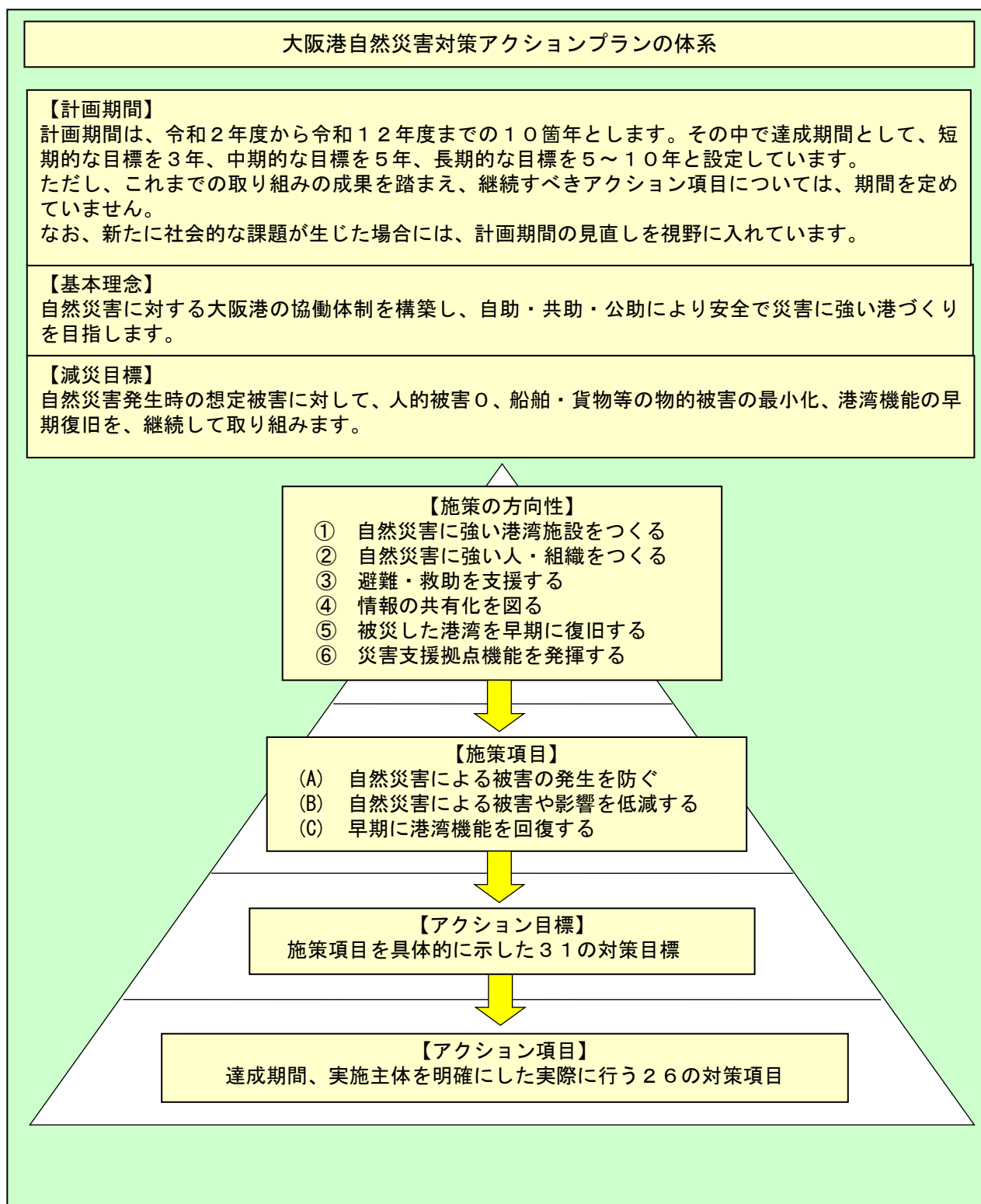
大阪港においては、東南海・南海地震による津波被害を最小限に抑制するため、平成 18 年 6 月に学識経験者、関係行政機関、市民、港湾関係事業者の代表などからなる「大阪港地震・津波対策検討委員会」を設置し、平成 20 年 4 月にその行動計画となる「大阪港地震・津波対策アクションプラン」を策定し、各実施主体が主体的にアクション項目に取り組んできた。

その後、アクションプランを実施していく段階において新たに生じた課題に対応するため、定期的に「大阪港地震・津波対策連絡会議」を開催し、PDCA サイクルにより見直しを実施、実効性の高い防災・減災対策を目指してきた。

こうした中、平成 30 年に台風第 21 号をはじめ、大型の台風が大阪港に次々と来襲し、港湾施設が大きな被害を受けたことから、平成 31 年 3 月 27 日の「大阪港地震・津波対策連絡会議」において、台風対策を併せたアクションプランとして充実させるべきとなったことから、「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せ、「大阪港自然災害対策アクションプラン」として、令和 3 年 3 月に新たに策定したものである。

2. 大阪港自然災害対策アクションプランの体系

大阪港自然災害対策アクションプランにおける計画期間、実施方針(基本理念、減災目標、施策の方向性)、及び施策展開(施策項目、アクション目標、アクション項目)は以下の通りである。



アクション目標について

- (1) 堤内地の浸水被害の防止
- (2) 津波波力の低減
- (3) 堤内地の浸水被害の低減
- (4) 堤外地の浸水被害の低減
- (5) 流出被害低減機能の確保
- (6) 物流機能の確保
- (7) 堤内地の浸水被害防止体制の確保
- (8) 津波波力の低減体制の確保
- (9) 人の避難体制の確保
- (10) 堤内地の浸水被害低減体制の確保
- (11) 物流機能の被害低減体制の確保
- (12) 流出被害低減体制の確保
- (13) 防災意識の啓発
- (14) 情報伝達体制の確保
- (15) 防災機能復旧体制の確保
- (16) 物流機能復旧体制の確保
- (17) 船舶避難の迅速化
- (18) 人の避難の迅速化
- (19) 防潮扉閉鎖情報の充実
- (20) 船舶避難情報の充実
- (21) 避難情報の充実
- (22) 防災情報の普及
- (23) 情報伝達機能の確保
- (24) 復旧情報の共有
- (25) 支援情報の発信
- (26) 防潮機能の復旧
- (27) 復旧支援体制の確保
- (28) 物流機能の復旧
- (29) 波及被害の低減
- (30) 物流機能の支援
- (31) 復旧活動の支援

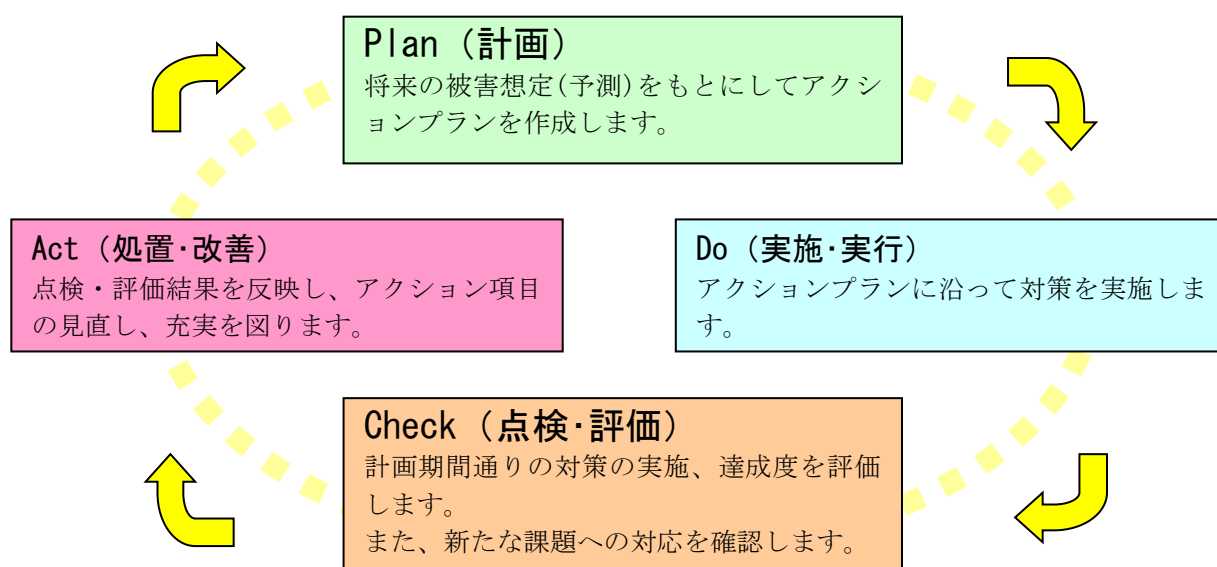
3. アクションプランの継続体制

大阪港自然災害対策アクションプランは、実施段階において、アクションプランの達成度評価やアクション項目の見直しを行い、継続的な自然災害対策を推進します。

○ アクションプランの継続体制

各アクション項目は、策定時点における被害想定結果を基本として策定した対策であり、残された課題、及びアクションプランを実施していく段階において生じた新たな課題に対応して、アクションプランの見直しをPDCA サイクルにより継続的に実施し、対策を推進していきます。

アクション項目の内容については、実施段階において可能な限り数値目標を設定し、達成度を評価していきます。



4. 大阪港自然災害対策アクションプラン アクション項目

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿地方整備局防災室	■	■	■	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】 維持管理関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ◆水門、防潮扉及び防潮堤等の定期点検、補修の継続 ①－(A)－(1)、②－(A)－(7) ・近畿地方整備局河川部、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局 ◆防波堤の定期点検、補修の継続 ①－(A)－(2)、②－(A)－(8) ・大阪港湾局 ◆岸壁、物揚場の定期点検、補修の継続 ①－(B)－(6)、②－(B)－(1.1) ・近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社 (課題) ○大阪港湾局 ・技能職員の減少により、今後、直営による定期点検及び応急補修が実施できなくなる可能性がある。 ・防潮扉等について年々老朽化が進行しているため、計画的に更新や改修をする時期である。 ・適切な維持管理に必要な費用の確保。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止					
	対象被害項目	防潮対策・施設					
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(2)	津波波力の低減					
	対象被害項目	施設・港湾機能					
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる					
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(6)	物流機能の確保					
	対象被害項目	施設・港湾機能					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ						
アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保						
対象被害項目	防潮対策・施設						
施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ						
アクション目標(8)	津波波力の低減体制の確保						
対象被害項目	防潮対策・施設						
施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(11)	物流機能の被害低減体制の確保						
対象被害項目	施設・港湾機能						
【内容】	各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行う。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■	■	■	【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ・既存防潮堤天端高さが「高潮恒久計画高」を下回る範囲約6.3kmについて、平成30年度から嵩上工事を実施し、令和3年度で全ての延長、約6.3kmの対策が完了。但し、令和4年度に新たな対策箇所約0.3kmが発生したため、令和5年度以降、設計及び改良工事を実施。令和6年度に0.1kmの嵩上げが完了しており、残り0.2kmを令和8年度に実施予定。 ・嵩上の必要な防潮扉5基のうち2基については、令和7年度に嵩上工事を実施し、残り3基については躯体の老朽化が激しいため、令和8年度に更新と合わせて嵩上工事を実施予定。 (意見) ・令和2年11月に国が「海岸保全基本方針」を変更し、海面水位の上昇や台風の巨大化等の気候変動がもたらす影響への対応方針が示され、大阪府において「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」が変更されたことから、大阪港における防潮堤の嵩上げ等を実施する。 ・また、令和6年3月、国は港湾の気候変動適応策の実施方針を通知し、この方針において、防波堤は外力の増加によって安定性が低下し、天端の高さ不足により背後水域の静穏度も低下するため、対策が必要であると示された。これを受け、防波堤については、現在の沈下による天端高さ不足の解消に加え、気候変動を考慮した嵩上げ等の対策も実施する。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止						
対象被害項目	防潮対策						
【内容】	経年により、地盤沈下した高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮堤の嵩上げを実施する。 (対象範囲) 大阪港高潮恒久計画（大阪市港湾局昭和42年策定）に基づく恒久計画高を下回る範囲						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
3	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(4) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤外地の浸水被害の低減 防潮対策	埋立地における浸水対策の実施 【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部				【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ・浸水対策工事の実施 ・岸壁背後、岸壁背後、S岸壁、夢洲G護岸、ライナー埠頭背後、魚つり園護岸背後については対策完了済み。 （K岸壁、南埠頭東側岸壁、南港南護岸、G岸壁）については、引き続き実施。 （課題） ・工事実施にあたり、施設利用者等との調整が必要。
	【内容】	埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害のを最小化を図るため、埋立地の浸水対策に取り組む。 （経過） 平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度から浸水対策工事に着手した。					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
4	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(5) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減機能の確保 船舶	小型船舶被害低減策の強化・啓発 【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 企業（マリーナ運営会社） 【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 船舶所有者				【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ◆小型船舶被害低減策の強化・啓発 ○大阪府西大阪治水事務所 ・日常のパトロールと合わせて、船舶による河川内パトロールを行い、占用者への指導等を通じて、流出抑制を実施した。 ○大阪港湾局 ・令和5年3月に改訂した沈没船等対応マニュアルに沿って、放置艇等の現況調査を行い、調査結果に基づき、不適切係留船（係留強化対象船）に対して、係留強化にかかる啓発文を貼付し指導・啓発を継続実施している。 ◆放置艇・沈没の撤去による小型船等の適切な係留状態の確保 ○大阪港湾局 ・放置艇の状況を把握するため、船舶検査票、船舶番号等の調査を実施。 （課題） ○大阪港湾局 ・船舶検査票、船舶番号等に不備がある船舶への対応。
	【内容】	各管理主体が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減する取り組みを行う。					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
5	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(6) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 施設・港湾機能	耐震強化岸壁の整備 【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 なし				【対象災害】地震・津波 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和6年度進捗状況等】 ○近畿地方整備局港湾空港部 ・引き続き、荷さばき地の耐震改良を実施する。 ○大阪港湾局 ・夢洲C12岸壁の改良及び岸壁背後荷さばき地の耐震改良に必要な用地取得（直轄事業） （課題） ○大阪港湾局 ・港湾計画で位置付けている耐震岸壁のうち、一部の岸壁の耐震性能照査が完了していない。
	【内容】	災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する。 （全体17バースのうち、9バース整備完了）					


6	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(5) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 流出被害低減機能の確保 物品・港湾機能		コンテナ流出防止対策の継続	【実施主体】 大阪港運協会 企業（港運会社）	→	
施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(6) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾施設	【関連機関】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 近畿地方整備局港湾空港部					
【内容】	台風に伴う暴風時や、地震による津波等において、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施する。						

8	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(6) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾機能		荷役機械の暴風・浸水対策	【実施主体】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 大阪港運協会 企業（港運会社）	→	
【内容】	台風に伴う暴風時における、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し、実施する。	【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部					

9	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(6) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 物流機能の確保 港湾機能		上屋建物の暴風に対する補強の実施	【実施主体】 大阪港湾局	→	
【内容】	台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施する。（上屋建物の屋根固定補強済。）	【関連機関】 なし					

10	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性① 施策項目(A) アクション目標(1) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害の発生を防ぐ 堤内地の浸水被害の防止 施設・港湾機能		防潮堤耐震化の推進	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 大阪市建設局	■	
【内容】	各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する。	【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業調整室 大阪市危機管理室					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
11	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実 【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業調整室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 (此花区・港区・大正区・住之江区) 淀川左岸水防事務組合(水防団) 防潮扉管理企業 防潮扉近隣住民 【関連機関】 市民		【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ◆防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 ○大阪港湾局 ・災害時に防潮扉が閉鎖できない状況になった場合の簡易防潮扉を迅速に設置するべく研修・訓練を実施。 ◆研修・訓練の実施 ○大阪府危機管理室 ・情報伝達訓練等の各種訓練に参加 ○大阪府都市整備部事業調整室、大阪府西大阪治水事務所 ・国、大阪府、大阪市、水防事務組合他と合同で「淀川、神崎川防潮扉点検操作訓練」を実施した。(令和7年7月) ○大阪港湾局 ・時間外防潮扉閉鎖班の作業の確実性の向上と迅速化をめざし、定期的に研修・訓練を実施している。 ・簡易防潮設備設置作業、及び、防潮堤閉鎖・避難訓練を定期的に実施中。災害時に必要となる資機材管理を実施。 ・防潮扉管理協定者への閉鎖指令伝達訓練を毎月実施。防潮扉閉鎖・避難訓練を毎年合同実施している。 ○臨港4区役所、水防団 ・官民合同で防潮扉閉鎖訓練を実施している。 ◆啓発活動の実施 ○大阪港湾局 ・防潮扉管理協定者に対し、作業等必要なとき以外は防潮扉を閉鎖するよう啓発を行っている。 ○淀川左岸水防事務組合(水防団) ・これまでの啓発活動に加え、大阪市立デザイン教育研究所とコラボし広報デザインを作成するなど団員募集に向けた取組みを実施。 ◆防潮扉閉鎖体制の維持 ○大阪港湾局・大阪市危機管理室 ・勤務時間外での発災に備え、防潮扉近隣(此花区、港区、大正区、住之江区、西区の一部(木津川以西))に居住する市職員および大阪港湾局職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。 (課題) ○臨港4区役所 ・水防団員の確保と高齢化。技術と知識の継承。 ○大阪港湾局 ・技能職員の退職不補充に伴い職員が減少しており、今後、直営による簡易防潮設備設置が実施できなくなる可能性がある。 ○淀川左岸水防事務組合(水防団) ・団員増に向け、さらなる取組が必要。		
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(3)	堤内地の浸水被害の低減					
	対象被害項目	防潮対策					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保					
	対象被害項目	防潮対策					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	アクション目標(10)	堤内地の浸水被害低減体制の確保					
対象被害項目	仕組み作り						
【内容】	自然災害発生時における防潮体制を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施する。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民合同避難訓練実施に向けた支援 【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団		【対象災害】地震・津波 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ○大阪府西大阪治水事務所 ・各機関の研修として、津波・高潮ステーションを利用して、来館者に対する防災啓発を実施した。 ○大阪港湾局 ・大阪港運協会・大阪港湾労働組合協議会・全日本港湾運輸労働組合同盟と連携し、港運事業者と港湾労働者を対象とした「防災勉強会」及び「避難訓練」を実施した。(令和7年11月開催)		
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保					
	対象被害項目	人					
	施策の方向性③	避難・救助を支援する					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
アクション目標(18)	人の避難の迅速化						
対象被害項目	人						
【内容】	各管理主体が継続して官民合同による避難訓練の支援を行う。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等	
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期		
13	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 なし	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ◆放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実 ○大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 ・河川巡視パトロールを行い、占用者への指導等を通じて、適正な河川施設の利用に努めている。 ○大阪港湾局 ・堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施および適正な使用について指導・是正措置を実施している。 また、所有者不明の放置物品についても随時撤去作業を実施している。 ◆災害時における連携した放置自動車や流出物の移動体制の確保 ○大阪港湾局 ・防潮扉管理協定者と「防潮扉の管理に関する協定書」を締結しており、防潮扉を常に開閉操作に支障のない状態にするよう維持保全に留意している。	
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標(12)	流出被害低減体制の確保						
	対象被害項目	物品						
	【内容】	各管理主体が継続して、防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の実施および災害時における連携した放置自動車、物品の移動体制を確保する。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
14	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港運協会 淀川左岸水防事務所（水防団） 防潮扉管理企業	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和7年度進捗状況等】 ○大阪府危機管理室 ・津波浸水想定や地震被害想定などをホームページに掲載するとともに、問い合わせ対応を実施。 ○大阪府西大阪治水事務所 ・各機関の研修として、津波・高潮ステーションを活用し、防災啓発を実施するとともに、府内在住の外国人に対するホームページ（多言語化対応）などでの啓発活動を実施。 ○大阪市危機管理室 ・市民防災マニュアルを見直し、HPを更新。 ○大阪港湾局 ・海岸法に基づく「大阪港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、自主的に訓練を実施する等の啓発を行うことにより、防災意識・知識の向上を図っている。 ・大阪港運協会と港湾労働者の組合と港湾事業者および港湾労働者向けに「防災勉強会」及び「避難訓練」を実施した。（令和7年11月開催） ●大阪港運協会 ・港湾労働組合と行政と連携し、合同で防災勉強会および避難訓練を実施。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保					
	対象被害項目	人					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(13)	防災意識の啓発					
	対象被害項目	施設・物品					
	施策の方向性③	避難・救助を支援する					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化					
	対象被害項目	人					
	施策の方向性④	情報の共有化を図る					
施策項目(A)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(21)	避難情報の充実						
対象被害項目	人						
施策の方向性④	情報の共有化を図る						
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(22)	防災情報の普及						
対象被害項目	施設・物品						
【内容】	港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識の向上を促す。また、これらの取り組みから企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
15	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 (此花区・港区・大正区・住之江区) 大阪港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社) 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 大阪市建設局	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ○大阪市危機管理室 ・大阪市防災アプリの啓発チラシを作成し、配布するとともにHP等を活用し、アプリの周知を実施。 ●大阪市建設局 ・各防災機関からの情報を収集、情報共有を実施 ○臨港4区役所 ・気象警報発令時や災害時に防災スピーカー、青色防犯パトローカー、SNSを活用した災害情報を発信。 ・自主防災組織との無線通信訓練を実施。 ○大阪港湾局 ・通信インフラ断絶時においても防潮扉管理協定者へ「防潮扉集中監視装置」の無線を使用し確実に情報伝達ができる体制を確保している。 ・防潮扉管理協定者へ防潮扉集中監視装置による情報伝達訓練を実施している。(1回/月の訓練) ○大阪港運協会 ・各関係機関との連絡体制を確保している。 (課題) ○臨港4区役所 ・防災スピーカーは建物内や場所により聞きとりにくい。 ・情報発信の手段の効果を上げるためには、各区のSNSの認知を上げる必要がある。 ・無線機の維持管理や無線機操作にかかる習熟度の維持。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保					
	対象被害項目	人					
	施策の方向性③	避難・救助を支援する					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化					
	対象被害項目	人					
	施策の方向性④	情報の共有化を図る					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
アクション目標(21)	避難情報の充実						
対象被害項目	人						
施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(14)	情報伝達体制の確保						
対象被害項目	仕組み作り						
施策の方向性④	情報の共有化を図る						
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(23)	情報伝達機能の確保						
対象被害項目	施設・物品						
【内容】	各管理主体により継続して、緊急時の情報発信や連絡体制を確保する。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等					
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期						
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局防災室 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業調整室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 臨港4区役所 (此花区・港区・大正区・住之江区) 大阪港湾局 淀川左岸水防事務所 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪港運協会 大阪港運協会 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ◆会議等 ○近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局、神戸海難防止研究会 〈大阪湾港湾広域防災協議会 令和8年3月〉・〈大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 令和8年2月〉 ・大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 ○臨港4区役所 〈湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議・防災リーダー会議〉 ・津波浸水害からの大阪市西部8区内における2次避難の具体的な方策の検討を実施。 ◆訓練等 ○近畿地方整備局港湾空港部：堺北基幹的広域防災拠点において、大規模津波総合防災訓練 令和7年11月 ○大阪府危機管理室：大阪府地震・津波災害対策訓練 ○大阪府都市整備部事業調整室・大阪府都市整備部河川室・大阪府西大阪治水事務所：大阪府地域防災総合演習 令和7年5月 ○大阪市消防局：大阪市総合防災訓練や大阪市震災総合訓練において市防災情報システムを活用した他部局との連携 ○大阪市建設局：淀川水防・大阪府地域防災総合演習等の実施 ◆その他 ○近畿地方整備局防災室 ・派遣情報(TEC-FORCE通信)、ハザードマップポータルサイトをHPで情報発信 ・震災対策技術展、防災・減災シンポジウム、パネル展示等 ・「防災とボランティア週間」パネル展示、防災体験ブース ○神戸海難防止研究会 ・令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」を踏まえ、臨時情報に接した船舶及び船舶運航者の対応を検証し課題を抽出すべく、有識者や関係官公庁等による「南海トラフ地震臨時情報発表時における対応状況の検証と課題に関する調査研究委員会」を設置し、調査研究を行っている。 (課題) ○臨港4区役所 ・ワーキングによって策定された「津波二次避難計画」の実行性を高める必要がある。 ・防災リーダーの高齢化等により人材不足。 ○大阪船主会 ・災害時における迅速かつ最新情報の共有を行う必要があるため、連絡先の更新を維持しなければならない。					
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標(14)	情報伝達体制の確保										
	対象被害項目	仕組み作り										
	施策の方向性④	情報の共有化を図る										
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保										
	対象被害項目	仕組み作り										
	【内容】	各実施主体は継続して、会議・訓練などを通じて、情報共有を行う。										

19	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性② 施策項目(C) アクション目標(15) 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目(C) アクション目標(26) 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 防潮機能復旧体制の確保 防潮対策 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 防潮機能の復旧 防潮対策		防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	【実施主体】 大阪府都市整備部事業調整室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 企業（建設業）		
【内容】	自然災害発生時における、防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続する。						

20	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性② 施策項目(C) アクション目標(16) 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目(C) アクション目標(28) 対象被害項目 施策の方向性⑥ 施策項目(C) アクション目標(24) 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 港湾機能・施設		被災状況調査の充実	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（航空調査会社）		
【内容】	各管理主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結。						

22	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
	施策の方向性② 施策項目(C) アクション目標(16) 対象被害項目 施策の方向性④ 施策項目(C) アクション目標(24) 対象被害項目 施策の方向性⑥ 施策項目(C) アクション目標(28) 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・港湾機能 情報の共有化を図る 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 防潮対策・施設・港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・港湾機能		官民連携による大阪港復旧体制の継続	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府都市整備部事業調整室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業） 岸壁利用者		
【内容】	自然災害発生後における水域の漂流物を迅速に回収できる体制の継続および航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制を継続する。また、被災後の各施設（岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等）の復旧に向けた復旧体制を継続する。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
23	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪船主会 大阪港運協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿運輸局 神戸市港湾局 協定締結先	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ○近畿地方整備局港湾空港部 ・大阪港BCP協議会への参画を継続し、令和7年7月の情報伝達訓練に参加。 ○大阪海上保安監部 ・大阪港台風等災害防止措置実施要領の一部改正。 ○大阪府西大阪治水事務所 ・大阪港BCP協議会の構成員として参画し、地震・津波時を想定した情報伝達訓練などを行った。 ○大阪港湾局 ・大阪港BCP協議会を開催。大阪港BCPIに定める事前対策項目を実施。 ○大阪船主会 ・委員会等において、台風および地震関連の最新情報を共有。各社がBCPを運用する上での判断材料を提供。 ○大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社 ・協議会、検討会に参加。また阪神国際港湾と連携し保有資産の応急復旧に向けた取組みを継続して実施。 ○大阪港タグセンター事業協同組合、大阪市危機管理室、大阪市建設局 ・「大阪港BCP協議会」を通じて情報共有を行うなど、関係情報の充実・共有化および関連訓練の実施を行った。 （課題） ○大阪港湾局 ・継続的な計画の見直し・改善により大阪港BCPの実効性を向上していく必要がある。 ○大阪船主会 ・各社独自の判断・リスク管理が主体であるため、当会としては情報の周知徹底が主眼となる。
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標(16)	物流機能復旧体制の確保					
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標(24)	復旧情報の共有					
	対象被害項目	港湾機能					
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する					
	アクション目標(28)	物流機能の復旧					
対象被害項目	港湾機能・仕組み作り						
【内容】	<p>危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。</p> <p>（経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により「大阪港BCP」を策定。 平成28年度 地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等	
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期		
24	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市経済戦略局 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ○大阪府西大阪治水事務所 ・各機関の研修として、「津波・高潮ステーション」を活用して、防災啓発活動を実施。 ○大阪市危機管理室 ・大阪府防災アプリの周知。 ○大阪市経済戦略局 ・災害時に多言語で情報を入手できるウェブサイト・アプリ等の周知を継続して実施。 ・災害時の旅行者の一時滞在施設の確保及び既締結施設との連絡体制の整備を実施。 ○臨港4区役所 ・継続した津波避難ビル等の確保。 ・外国人向け津波避難啓発（公共施設、集客施設での啓発ポスター掲示） ○大阪港湾局 ・浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板の設置。 （課題） ○臨港4区役所 ・津波想定では浸水して長期間移動できなくなる。 ・区全体では、避難者想定人数分は既に避難ビルを確保しているが、地域（小学校区単位）によって、充足状況に偏りがある。 ・区内において、津波避難ビルの指定要件を満たす高層のビルやマンション等が少ないエリアがある。	
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化						
	対象被害項目	人						
	【内容】	各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続する。						

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
25	施策の方向性④	情報の共有化を図る	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会	→	→	→	【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議 【令和7年度 進捗状況等】 ○近畿地方整備局港湾空港部 ・「DIMAPS」による情報発信を継続。 ○大阪港湾局 ・「大阪港BCP」において、協議会構成員と岸壁等の使用可否について、web会議も活用した情報伝達訓練を実施し、岸壁等の使用可否の情報を共有。 (課題) ○大阪港湾局 ・大阪港BCPの実効性を向上していく必要がある。
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標 (26)	支援情報の発信					
	対象被害項目	港湾機能					
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する					
施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する						
アクション目標 (27)	復旧支援体制の確保						
対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行う。					

取り組みが完了したアクション項目（令和4年度完了）

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
26	施策の方向性⑥ 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する アクション目標(23) 情報伝達機能の確保 対象被害項目 港湾機能	非常用電源の設備改良・整備	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■			【対象災害】地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和4年度 進捗状況等】 ・令和2年度に平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路等の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センター・鶴町電気事務所 の設備改良を行うとともに、大阪市役所（大阪港湾局分室）に非常用電源を整備し、取組完了。
	【内容】	災害発生時において、初期初動の指揮命令機能を確保できるよう非常用電源の整備を行う。					

取り組みが完了したアクション項目（令和5年度完了）

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
7	施策の方向性① 自然災害に強い港湾施設をつくる 施策項目(B) 自然災害による被害や影響を低減する アクション目標(6) 物流機能の確保 対象被害項目 港湾機能	堤外地における受変電設備の嵩上げ	【実施主体】 阪神国際港湾株式会社 大阪港湾埠頭株式会社 【関連機関】 大阪港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議 【令和5年度 進捗状況等】 ○阪神国際港湾株式会社 大阪港湾埠頭株式会社 ・C2、C3受変電設備の機器更新に併せて、嵩上げ等の浸水対策を実施し、取組完了。
	【内容】	高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について、嵩上げを実施する。（経過）平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行った。					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
16	施策の方向性② 自然災害に強い人・組織をつくる 施策項目(B) 自然災害による被害や影響を低減する アクション目標(9) 人の避難体制の確保 対象被害項目 人	高潮避難に関する避難情報発令基準の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【令和5年度 進捗状況等】 ・避難情報等実施要領の改訂を実施し、取組完了。
	【内容】	高潮避難に関する検討を行い、避難情報発令基準を作成する。（経過）令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第4回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
17	施策の方向性② 自然災害に強い人・組織をつくる 施策項目(B) 自然災害による被害や影響を低減する アクション目標(9) 人の避難体制の確保 対象被害項目 人	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 臨港4区役所 （此花区・港区・大正区・住之江区） 大阪港湾局	■			【対象災害】台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【令和5年度 進捗状況等】 ○大阪市危機管理室 ・浸水想定シミュレーション結果に基づき、令和2年8月に大阪港湾局（旧府営港湾）により高潮浸水想定区域が指定、公表されたこと で、令和3年度に水害ハザードマップを更新。HP等でも周知し、取組完了。
	【内容】	施設の災害への備えとしてリスクととるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成する。（経過）令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第4回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。					

	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			対象災害・小会議分類・進捗状況等
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
21	施策の方向性② 自然災害に強い人・組織をつくる 施策項目(C) 早期に港湾機能を回復する アクション目標(16) 物流機能復旧体制の確保 対象被害項目 船舶・物品・港湾機能	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【実施主体】 大阪港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪輪広域臨海環境整備センター 企業（建設業）	■			【対象災害】地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議 【令和5年度 進捗状況等】 ○大阪港湾局 ・マニュアルの検証を実施するとともに、令和5年8月の台風第7号の接近時に港運事業者等へ対策徹底にかかる周知を行い、 取組完了。
	【内容】	被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる。					

